

車両の点検整備について

中部ブロック事業用自動車安全対策会議
令和2年1月～3月

1. 事業用自動車総合安全プラン 2020 について
2. 車両の点検整備について
3. 法令等の改正について

事業用自動車総合安全プラン2020

～行政・事業者・利用者が連携した安全トライアングルの構築～

事業用自動車に係る総合的な安全対策の見直し

- 軽井沢スキーバス事故を受けた新たな安全対策が策定されたこと、自動車の先進安全技術の普及が進みつつあること等の自動車事故をめぐる状況変化、人口減少や高齢化の進展、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催等の動向を踏まえ、事業用自動車総合安全プラン2009（平成21年策定）を改訂。

事業用自動車総合安全プラン2020（計画期間：H29～R2）

第10次交通安全基本計画の計画期間と合わせるとともに、プラン2009から以下の点を新たに追加し、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて、世界一安全な輸送サービスの提供を実現するため、ソフト・ハード両面から総力を挙げて事故の削減に取り組む。

【主な追加対策事項】

- 各業態（バス、トラック、タクシー）における目標設定
- 「利用者」を含めた関係者の連携強化による安全トライアングルの構築
- 軽井沢スキーバス事故等による安全対策を反映
- 自動運転など交通事故の削減及び被害軽減に大きな効果が期待される新技術を安全対策に反映

【目標値】（プラン2009の目標）①死者数を平成30年に250人、②人身事故件数を平成30年に3万件、③飲酒運転ゼロ

- ① 令和2年までに**死者数235人** ② 令和2年までに**事故件数23,100件以下** ③ **飲酒運転ゼロ**（※）

【バス】 // 死者数10人以下
【タクシー】 // 死者数25人以下
【トラック】 // 死者数200人以下

【バス】 // 事故件数1,100件以下
【タクシー】 // 事故件数9,500件以下
【トラック】 // 事故件数12,500件以下

※バス、タクシー、トラック共通

（参考）H29事業用自動車交通事故発生状況 事故件数32,654件、死亡者数352人、飲酒運転103件

事業用自動車総合安全プラン2020 重点施策

1. 行政・事業者の安全対策の一層の推進と利用者を含めた関係者の連携強化による安全トライアングルの構築

- ・事業者における法令遵守の徹底と安全輸送の取組の強化
- ・監査等の実効性の向上による違反行為等の是正及び悪質事業者の排除
- ・利用者を含めた関係者の連携強化による安全性の向上 等

2. 飲酒運転等悪質な法令違反の根絶

- ・飲酒運転・薬物運転根絶のための指導等の実施 等

3. 自動運転、ICT技術等新技術の開発・利用・普及の促進

- ・自動運転等新たな安全技術の開発・普及促進 等

4. 超高齢社会を踏まえた高齢者事故の防止対策

- ・高齢運転者の特徴を踏まえた事故防止対策 等

5. 事故関連情報の分析等に基づく特徴的な事故等への対応

- ・モード毎や地域毎の特徴を捉えたきめ細やかな事故の分析とその結果に基づく適切な対策の実施
- ・ドライブレコーダー映像等、事業者が保有する情報を活用した運転特性や運転技能の確認及び研修の実施等指導監督の徹底 等

6. 道路交通環境の改善

- ・事故発生割合の高い区間における交差点改良や歩道の整備、中央帯の設置、信号機改良 等

事業用自動車総合安全プラン2020中部ブロック取組計画の概要

事業用自動車総合安全プラン2020を反映した中部ブロックとしての取組計画

I 中部ブロックにおける新たな目標値の設定

中部ブロックにおける目標値の算出方法

中部ブロックの事業用自動車の保有車両数を基に全国の保有車両数と比較・抽出した比率を用い、事業用自動車総合安全プラン2020で掲げられた全国の目標値を比例配分した。

① 令和2年までに**死者数20人以下**

【バス】 R2までに **死者数 0人** (H30: 1人)
 【タクシー】 " **死者数 0人** (H30: 7人)
 【トラック】 " **死者数20人以下** (H30: 43人)

② 令和2年までに**事故件数2,550件以下**

【バス】 R2までに **事故件数 100件以下** (H30: 139件)
 【タクシー】 " **事故件数 750件以下** (H30: 897件)
 【トラック】 " **事故件数1,700件以下** (H30: 2,630件)

③ **飲酒運転ゼロ**

【H30結果（中部ブロック全モード）】①死者数：51人(未達成) ②人身事故件数：3666件(未達成) ③飲酒運転：7件(未達成)

II 目標達成に向けた施策の策定

事業用自動車のさらなる事故削減に向け、事業用自動車総合安全プラン2020で策定された重点施策を基本として中部ブロックの重点施策を策定する。なお、必要に応じて重点施策のほかに事故削減に資すると思われる施策または緊急で対応すべき施策を別途追加する。

III 「Mission 1st（ミッションファースト）」運動の展開 ～事故削減に向け、一つずつ着実に取り組む～

Mission 1st
 ～事故削減に向け、一つずつ着実に取り組む～

Mission：安全管理についてより理解を深めること 一体感を持って取組みを推進すること 広く積極的な情報発信をすること

IIで設定した重点施策について関係者が共通認識の下一丸となって実施するため、各モードの特性を踏まえた情報発信を中心とする取組みを展開。

【第1段階】 行政からの積極的な情報提供

- 事業者が安全管理の面で課題としていること、不足していること等を収集
- 会合等事業者が集まる場に行政が出向き、情報提供・注意喚起
- 説明した資料については概要を運輸局HPで公開、事業者の活用を促す

【第2段階】 事業者からの優れた取組の提案

- 輸送の安全確保の取組みについて優れた取組みを実践している事業者を関係団体の推薦等により選定
- 選定した事業者に対し、行政がインタビュー等により取組みの内容を調査、取りまとめ

【第3段階】 利用者等への取組情報の発信

- 運送事業者が輸送の安全確保に日夜努力している状況について、自動車事故防止セミナー、運輸局HP等を活用し、外部の利用者等に向け積極的な発信を実施**
- 第2段階の結果を中心に発信
 - 概要について、ポスター・チラシ等を作成し、各種イベントの場等を活用しさらなる情報発信を計画
 - 発信するテーマをモードごとに設定、必要に応じてテーマに沿った実態調査も実施し、併せて発信
 - バス……車内事故防止、座席ベルト着用に関する情報
 - タクシー……利用者のシートベルト着用促進に関する情報
 - トラック……安全投資に関する情報

令和2年まで段階的に実施

1. 事業用自動車総合安全プラン 2020 について

2. 車両の点検整備について

3. 法令等の改正について

平成30年度のホイール・ボルト折損等による大型車の車輪脱落事故発生件数は81件(うち人身事故3件)と3年連続で増加している。

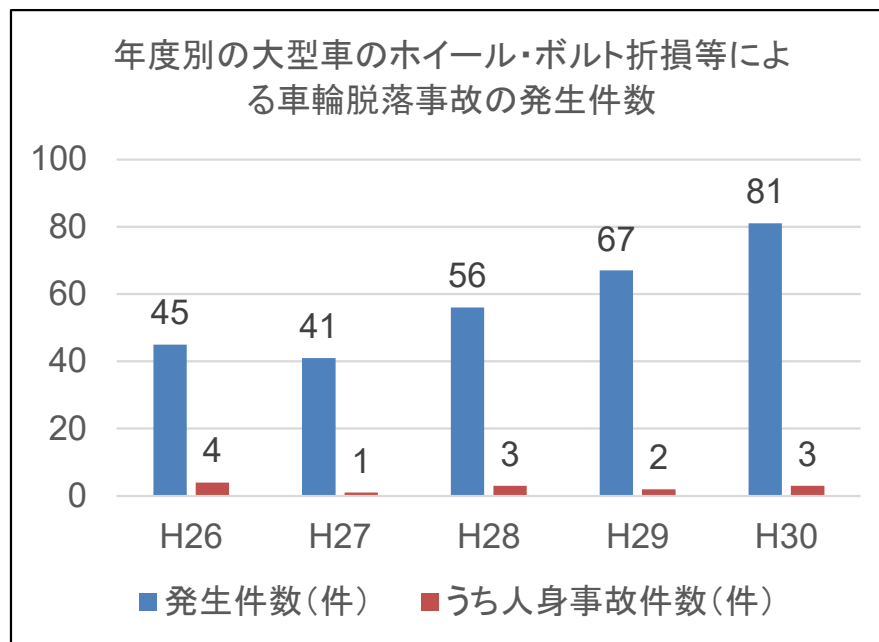
主な傾向

- ・車輪脱着作業1ヶ月以内に脱落が集中
- ・後輪左側の脱落が全体の9割を占める
- ・11月～2月の冬期に脱落が集中
- ・大型車ユーザーの交換が大半を占める
- ・車歴4～6年の車両に脱落の割合が高い
- ・タイヤ交換時が半数以上を占める
(冬用タイヤへの交換、摩耗タイヤの交換、タイヤローテーション)

対策

- ・一日一回の日常点検
- ・規定のトルクで確実な締め付け
- ・50～100km走行後に、しっかり増し締め
- ・ホイールに適合したボルト・ナットの使用
- ・ホイールやホイールボルトの錆に注意
- ・左後輪の点検は重点的に実施

車輪脱落事故発生状況(全国)



平成30年の車両火災事故は164件発生
平成29年から47件減少、ハイ・タクは増加

出火原因

- ・点検整備不十分
- ・整備作業ミス
- ・外的要因
- ・操作ミス 等

※点検整備が不十分なケースの割合が多く適切な点検整備で火災発生は防止できる。

出火に至る状況

- ・燃料漏れ
- ・オイル漏れ
- ・電装品不具合
- ・電気配線ショート
- ・ブレーキ引きずり
- ・排気系過熱 等

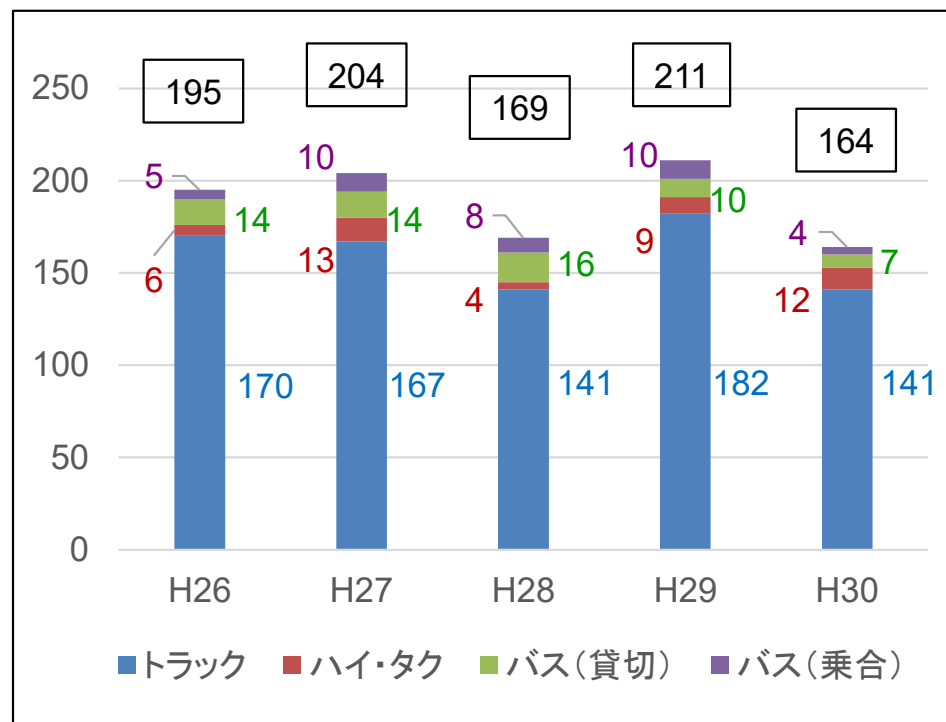
※燃料漏れ及び電気配線のショートが多く発生している。

出火箇所

- ・エンジンルーム
- ・ブレーキ、タイヤ
- ・運転者席 等

※エンジンルーム（バッテリー、燃料フィルター・ホース・パイプ）からの出火が最も多い。

事業の種類別の火災事故発生状況の推移（全国）



事業用バスの車両火災事故

平成27年12月の東京都豊島区池袋でのバス火災事故をはじめ、年々増加傾向が顕著です。
事業用バスの車両火災は、平成15年1月から平成29年12月までに事業用で266件発生しており、なかには、車両が全焼に至るケースも見られ、一歩間違えれば大惨事となりがねません。

火災事故の防止のため、確実な点検整備の実施が必要！

自動車事故報告規則

事故があった日から30日以内に事故報告書を提出

事故報告書を提出しなければならない事故とは（抜粋）

- (1) 自動車が転覆、転落、**火災**をおこし、鉄道と衝突したもの
- (2) 10台以上の自動車の衝突又は接触をしたもの
- (3) 死者又は重傷者を生じたもの
- (4) 10人以上の負傷者を生じたもの

）

- (11) **自動車の装置の故障**により自動車が運行できなくなったもの
- (12) **車輪の脱落**、被けん引車の分離を生じたもの

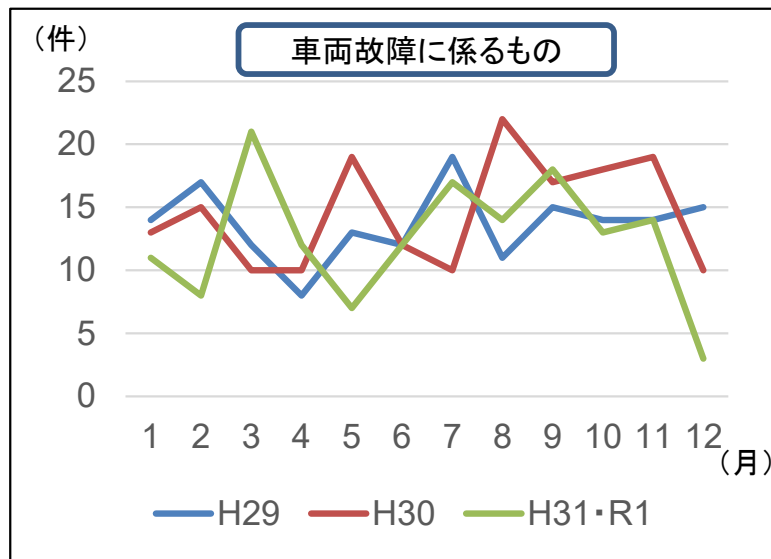
）

自動車事故報告書（表・裏）

別表3 車両故障事故報告書添付票

自動車検査証の 有効期限	年 月 日まで
使用開始後の 総走行距離	km
最近における 大規模な改造	施行期日 年 月 日 施行者
破損又は脱落部品名	前後 左右
当該部品を載付てから 事故発生までの走行キロ	km
当該部品を含む装置の 整備及び改造の状況	年 月 日 年 月 日
破損又は脱落の状況 （輪図又は写真）	
当該部品の製作者（不明な場合は製造者）の氏名又は名称及び住所	
経路又は急激減速の別	
材質、加工、設計等に対する意見	

自動車事故報告書提出状況（中部管内）



※自動車事故報告書等の取扱要領により「車両故障に起因する事故」については、添付書類として別表3（車両故障事故報告書添付票）の提出も必要

点検整備の目的

最近の自動車の性能は大変良くなっているが、あくまでも動く機械である以上、使用しているうちに部品の劣化や、機能の低下は避けられません。

自動車の整備が行き届かなかったことで、

- ・ 運転する者の生命や他人の生命及び財産への危害を与える
- ・ 環境への悪影響
- ・ 燃費の悪化
- ・ 故障による交通渋滞の発生 等

使用者は責任をもって自動車の維持管理することが求められます。

点検実施

自動車を日常的あるいは定期的に点検
劣化した部品や機能が低下した部品を交換

機能の劣化や摩耗に伴う事故、路上故障、公害などを未然に防ぎ安全で環境に優しい状態を保つ必要があります。

点検・整備の体系

第4章 道路運送車両の点検及び整備

道路運送車両法

第47条（使用者の点検及び整備の義務）

第47条の2（日常点検整備）－ 自動車点検基準 第1条（日常点検基準）

第48条（定期点検整備）－ 自動車点検基準 第2条（定期点検基準）

第49条（点検整備記録簿）－ 自動車点検基準 第4条（記載事項、保存期間）

第54条（整備命令、点検等の勧告）－ 自動車点検基準 第5条（勧告に係る基準）

第54条の2（整備命令）

第57条（自動車の点検及び整備に関する手引）－ 告示 国土交通省告示第317号
(H19.3.14)

第57条の2（自動車の点検及び整備に関する情報の提供）－ 自動車点検基準
第7条（情報）

第99条の2（不正改造等の禁止）

日常点検整備

- ・ 日常点検は、点検者自身が運転席に座ったり、エンジン・ルームをのぞいたり、また、車両の周りを回りながら自動車の状態を見ることによって容易に実施できるものです。

自動車点検基準 別表第1(事業用自動車等の日常点検基準)

点 検 箇 所	点 検 内 容
1. ブレーキ	ブレーキ・ペダルの踏みしろ 及び効き、ブレーキ液の量、空気圧力、バルブからの排気音、駐車ブレーキ・レバーの引きしろ
2. タイヤ	ディスクホイールの取付、空気圧、亀裂・損傷、異状摩耗、溝の深さ
3. バッテリ	バッテリー液の量
4. 原動機	冷却水の量、ファンベルトの張り具合、損傷、エンジン・オイルの量
5. 灯火装置及び方向指示器	点灯又は点滅具合、汚れ・損傷
6. ウインド・ウォッシャ及びワイパー	ウォッシャ液量及び噴射状態、ワイパーの払拭状態
7. エア・タンク	凝水
8. 運行において異状が認められた箇所	当該箇所に異状がないこと。

日常点検時の要点

①ブレーキ液量

- ・ブレーキ液量が著しく減っているときは、配管からの漏れが考えられる。
- ・ブレーキ液の点検及び補給時にゴミ、ホコリ並びに水分等の他の異物が入り込まないように注意する。

②パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ（踏みしろ）

- ・引きしろのノッチ数（カチカチ音）は各自動車メーカーの取扱説明書を参照する。

③タイヤの空気圧、ホイール・ナット等の状態

- ・タイヤ・ゲージや点検ハンマで空気圧をチェックする。
- ・空気圧はドアピラー部の標準空気圧プレートを見て調整する。
- ・ホイールに損傷がないか？ホイールナット等は適正トルクで締め付けられているか？を確認する。

④タイヤの溝の深さ・損傷、異物の有無

- ・タイヤのスリップサイン表示位置（▲位置）の摩耗限度表示を参考にする。
なお、高速道路等を走行する場合は残り溝の深さの限度が異なる。
（小型トラック用タイヤ：2.4mm、トラック及びバス用タイヤ：3.2mm）
- ・タイヤ全体を見て損傷がないか？異物が刺さっていないか？を確認する。

日常点検時の要点

⑤バッテリー液量

- ・ 補充時は、「U P P E R」レベルを超えないように注意する。

⑥冷却水量

- ・ 補充しても短時間で再び減少するときは、冷却系統からの水漏れの恐れがある。
- ・ ラジエターキャップから冷却水を補充する時は、エンジンが冷えている状態で行う。

⑦エンジン・オイル

- ・ 補給時は、オイル・レベル・ゲージの「M A X」の位置以上にエンジン・オイルを入れないように注意する。
- ・ オイルの色・粘度を見て劣化具合を確認する。
- ・ オイルをこぼさないように注意する。万一こぼした場合には引火の恐れもあるので、きれいに清掃する。

⑧ウインド・ウォッシャの液量・噴射状態

- ・ ウォッシャ液があるにもかかわらず噴射しない時は、ウォッシャ・ノズルの穴を細い針で清掃し、詰まりを取り除く。
- ・ ウォッシャ・タンク内が空のまま作動させるとモーターを破損する恐れがある。

定期点検整備

- ・定期点検は、一般的な構造・装置の自動車に関し標準的な使用を前提として、定期的に行う必要のある点検を定めたものです。
- 事業用自動車には、3月点検と12月点検の2種類があります。

自動車点検基準 別表第3(事業用自動車等の定期点検基準) ※一部抜粋

点検箇所	点検時期	3月ごと	12月ごと(3月ごとの点検に次の点検を加えたもの)
かじ取り装置	ハンドル		操作具合
	ギヤ・ボックス		1 油漏れ 2 取付けの緩み
	ロッド及びアーム類	緩み、がた及び損傷	ボール・ジョイントのダスト・ブーツの亀裂及び損傷
	ナックル	連結部のがた	
	かじ取り車輪		ホイール・アライメント
	パワー・ステアリング装置	1 ベルトの緩み及び損傷 2 油漏れ及び油量	取付けの緩み
制動装置	ブレーキ・ペダル	1 遊び及び踏み込んだときの床板とのすき間 2 ブレーキの効き具合	

定期点検整備の計画及び実施

定期点検整備計画(実施)表等を作成し、計画的に定期点検を実施

※定期点検記録簿は自動車に備え付けることになっており、1年間保存することが求められています
(営業所には定期点検記録簿の写しが必要となり1年間保存となります)

【事業用自動車等の定期点検整備計画(実施)表 (例)】

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
車両番号①	予定			○8			◎10			○6			○11
	実績			8 印			10 印			6 印			
車両番号②	予定		○10			○2			○9			◎8	
	実績		10 印			2 印			11 印				
車両番号③	予定	◎17			○20			○18			○12		
	実績	17 印			19 印			20 印					

記入要領：3月ごとの定期点検「○」、12月ごとの定期点検「◎」

印：実施者又は確認者の印(サイン等)

自動車運送事業者に対する行政処分等の基準

定期点検整備等の未実施

警告～10日車×違反車両数

(車両法第48条違反)

無車検運行

60日車×違反車両数

(車両法第58条第1項違反)

点検整備実施方法等の情報

日常点検整備・定期点検整備の実施の方法を理解しやすくするため、国土交通省では法律に基づき「[自動車の点検及び整備に関する手引](#)」を作成し、公表しています。

また、自動車メーカーは法定点検以外の点検整備の実施にあたって必要となる情報をメンテナンスノートとして、ユーザーに提供しています。

これらを参考にして、点検整備を実施するようにしましょう。

自動車の点検及び整備に関する手引

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/images/t1-2/tebiki.pdf>

運送事業者に必要な点検整備

運送事業は人の従来や物流の重要な役割を果たしており、わが国の経済と国民生活に不可欠な存在です。

そのために、一般の車両に比べて使用条件も厳しくなっており、運送事業者の点検整備の必要性は大きいものです。

日常点検整備や定期点検整備を確実に実施するとともに、自動車の構造、使用の状況等を考慮した適切な保守管理を行いましょう。

1. 事業用自動車総合安全プラン 2020 について
2. 車両の点検整備について
3. 法令等の改正、お知らせ

旅客自動車運送事業運輸規則
貨物自動車運送事業輸送安全規則

の一部改正

全業態

整備管理者選任後研修の通知を廃止

誰が 事業者のみなさまが
誰に 整備管理者のみなさまに
研修を受けさせなければなりません
(計画的に受けさせる必要があります)

- ① 当該事業者において整備管理者として新たに選任した整備管理者の受講時期
 - ・ 選任届出をした年度又はその翌年度
- ② 研修を受けた整備管理者の次の受講時期
 - ・ 最後に研修を受けた年度の翌々年度（2年度ごと）

自動車交通部自動車監査官からのお知らせ

貨物

全業態

《速報》貨物自動車運送事業者に対する集中監査結果について（令和元年10月）

55事業者中47事業者で法令違反を確認

中部運輸局では、令和元年10月に貨物自動車運送事業者を対象とした集中監査を実施しました。

※運転時間等改善基準告示、
点呼未実施、
点呼簿記載不備の
違反が多かった。

中部管内	監査事業者数	違反事業者数	重点監査項目に係る違反状況						
			点呼未実施	乗務時間等	健康未診断実施	適性未診断実施	定期未点検実施	社会未保険加入等	乗記簿記載不録備
計	55	47	26	30	17	13	5	7	18

自動車交通部旅客第一課からのお知らせ

旅客（バス）

実質的な下限割れ運賃防止等の取引環境の適正化のため、手数料等に係る記載を追加。

施行日：① 令和元年8月1日～ ② 令和2年4月1日～

- ① 運送の申込者に対して交付する**運送引受書**の記載事項に、当該運送に係る手数料等の額を追加
- ② 毎事業年度に報告する**事業報告書**の記載項目に、手数料等を追加

自動車交通部自動車監査官からのお知らせ

全業態

昨年の金山駅タクシー事故を踏まえ、高齢運転者による交通事故防止に係る通達が発出されていることから、改めて**適性診断**や**健康診断**の受診、**法令順守**等の指導の徹底をお願いします。

自動車交通部貨物課からのお知らせ **貨物**

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（議員立法）

トラック運送業においては、トラックドライバー不足により物流が滞ることのないよう、ドライバーの労働条件の改善等を図るため、第197回国会（臨時国会）において、議員立法により貨物自動車運送事業法の改正が行われました。

改正の概要

1. 規制の適正化

- ① 欠格期間の延長等
- ② 許可の際の基準の明確化
- ③ 約款の認可基準の明確化

2. 事業者が遵守すべき事項の明確化

- ① 輸送の安全に係る義務の明確化
- ② 事業の的確な遂行のための遵守義務の新設

3. 荷主対策の深度化

- ① 荷主の配慮義務の新設
- ② 荷主勧告制度（既存）の強化
- ③ 国土交通大臣による荷主への働きかけ等の規定の新設
【平成35年までの時限措置】

- 4. 標準的な運賃の告示制度の導入 【平成35年までの時限措置】
国土交通大臣が、標準的な運賃を定め告示出来る

施行日：1. 及び2. 令和元年11月1日 3. 令和元年7月1日 4. 令和元年12月14日 ※運賃の告示については現在検討中

自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ **全業態**

「**飲酒運転**」、「**車検切れ運行**」が発生しています。
今一度、自社の運行管理、車両管理体制の確認をお願いします。

ご清聴ありがとうございました。

車両の点検整備について

参考：これまでの講演資料

[平成31年 1～3月期 講演資料（テーマ：ハード面の安全対策）](#)

[平成31年 4～6月期 講演資料（テーマ：点呼\(安全輸送の要\)）](#)

[令和 元年 7～9月期 講演資料（テーマ：運転者に対する指導及び監督](#)

[～運転者の生理的・心理的要因～）](#)

[令和 元年10～12月期 講演資料（テーマ：ドライブレコーダーの活用）](#)

<http://www.tb.mlit.go.jp/chubu/gian/mission1st.html>